

2025年4月1日

事業者の皆様へ

公立大学法人大阪理事長

2025年度標準契約書及び契約約款について

標題について、標準契約書及び契約約款を下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

1 2025年度標準契約書及び契約約款

※データは、下記に掲載しておりますのでご確認ください。

[法人 HP > 入札・調達情報 > 調達・契約制度関係 > 各種契約条項](#)

標準契約書	標準契約約款	備考
物品購入契約書	物品購入契約約款	一部改正 ※1
物品購入単価契約書	物品購入単価契約約款	
賃貸借契約書	賃貸借契約約款	
賃貸借単価契約書	賃貸借単価契約約款	
業務委託契約書（成果品あり）	業務委託契約約款（成果品あり）	
業務委託単価契約書（成果品あり）	業務委託単価契約約款（成果品あり）	
業務委託長期契約書（成果品あり）	業務委託長期契約約款（成果品あり）	
業務委託契約書（成果品なし）	業務委託契約約款（成果品なし）	
業務委託単価契約書（成果品なし）	業務委託単価契約約款（成果品なし）	
業務委託長期契約書（成果品なし）	業務委託長期契約約款（成果品なし）	
物品売払契約書	物品売払契約約款	
物品売払単価契約書	物品売払単価契約約款	
労働者派遣基本契約書	-	
工事請負契約書	工事請負契約約款	一部改正 ※2
設計業務委託契約書	設計業務委託契約約款	
工事監理業務委託契約書	工事監理業務委託契約約款	

【上記契約書の改正内容】

※1 （情報通信の技術を利用する方法）を追加し、書面の代わりに電磁的方法について定めた条を追加。物品売払契約書・約款、物品売払単価契約書・約款については既存の条文を他に合わせて以下に変更。

<改定後>

(情報通信の技術を利用する方法)

この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

<改定前> (物品売払契約書・約款、物品売払単価契約書・約款)

(情報通信の技術を利用する方法)

本契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、売払人の承認を得たものについては、情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

※2 ※1の追加に加え、契約書の見直しを行い条文の追加・修正や条名の訂正を実施。
詳細については改定後全文を参照のこと。

2 適用日

2025年4月1日

※入札等の公募案件は、適用日以降に公告する契約から適用します。

なお、適用日の前日までに従前のもので締結済みの契約については、契約書の差替えや契約変更を不要とします。

以上